

平成30年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成30年 3月 7日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告（町長・教育長）
日程第 5	同意第 1号		新冠町公平委員会委員の選任について
日程第 6	報告第 1号		例月出納検査等の結果報告について
日程第 7	報告第 2号		専決処分について
日程第 8	報告第 3号		専決処分について
日程第 9	報告第 4号		専決処分について
日程第 10	報告第 5号		専決処分について
日程第 11	承認第 1号		専決処分について
日程第 12	承認第 2号		専決処分について
日程第 13	議案第 1号		新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 2号		新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例の制定について
日程第 15	議案第 3号		新冠町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 4号		新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 5号		新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 6号		新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 7号		新冠町国民健康保険保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例について

日程第 2 0	議案第 8 号	新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例について
日程第 2 1	議案第 9 号	指定管理者の指定について
日程第 2 2	議案第 1 0 号	平成 2 9 年度新冠町一般会計補正予算
日程第 2 3	議案第 1 1 号	平成 2 9 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正 予算
日程第 2 4	議案第 1 2 号	平成 2 9 年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 2 5	議案第 1 3 号	平成 2 9 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正 予算
日程第 2 6	議案第 1 4 号	平成 2 9 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算

「閉議宣告」

◎出席議員（11名）

1番	須崎	栄子	君	4番	長浜	謙太郎	君
3番	武藤	勝圀	君	6番	氏家	良美	君
5番	荒木	正光	君	8番	堤	俊昭	君
7番	武田	修一	君	10番	竹中	進一	君
9番	秋山	三津男	君	12番	芳住	革二	君
11番	但野	裕之	君				

◎出席説明員

町長	鳴海	修司	君
副町長	中村	義弘	君
教育長	山本	政嗣	君
会計管理者	堤	秀文	君
総務課長	坂本	隆二	君
町民生活課長	坂東	桂治	君
税務課長	佐藤	正秀	君
保健福祉課長	鷹背	寧	君
建設水道課長	関口	英一	君
産業課長	島田	和義	君
企画課長	原田	和人	君
教育委員会管理課長	工藤	匡	君
教育委員会社会教育課長	湊	昌行	君
診療所事務長	杉山	結城	君
特別養護老人ホーム所長	山谷	貴	君
総務課総括主幹	新宮	信幸	君
保健福祉課総括主幹	楫川	聡明	君
町民生活課総括主幹	竹内	修	君
建設水道課総括主幹	本間	浩之	君
産業課総括主幹	三宅	範正	君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤	聡	君
農業委員会事務局局長	田村	一晃	君
税務課総括主幹	今村	力	君
企画課総括主幹	佐々木	京	君
代表監査委員	岬	長敏	君

◎議会事務局

議会事務局長

佐渡健能君

議会事務局係長

浜口雅史君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成30年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 武藤 勝罔 議員、4番 長浜 謙太郎 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの10日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、3月9日から12日までの4日間及び3月14日の1日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、3月9日から12日までの4日間及び3月14日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告を行います。町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、平成29年第4回定例会において可決された意見書の関係機関への提出、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、お手元に配布したとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第 4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、平成 30 年第 1 回新冠町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成 29 年第 4 回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

1、大雪に伴う農業施設被害について

はじめに、「大雪に伴う農業施設被害について」ご報告申し上げます。平成 30 年 2 月 5 日から 6 日にかけて断続的に降り続いた雪は、気象庁が設置しているアメダス静内観測所において、最深積雪 43 cm を記録し、同観測所での観測記録を塗り替える記録的な大雪となりました。この大雪により日高中部地域では、そ菜園芸用のビニールハウスを中心に、農業用施設が倒壊するなどの被害が相次ぎ、当町におきましても農業者への甚大な被害がございましたので、新冠町農協が取りまとめた 2 月 13 日現在の被害状況等について、ご報告申し上げます。まず被害状況でございますが、この度の大雪により被災された農家総数は 25 戸、ビニールハウスや簡易牛舎などの被災した農業用施設の数 は 140 棟、被害総額は 327,692 千円でございます。この内訳でございますが、ピーマンやアスパラを生産している「そ菜園芸」部門に被害が集中しておりまして、被災した農家は 19 戸、倒壊したビニールハウスは 133 棟、被害額は 305,192 千円で、被害総額の 9 割以上が「そ菜園芸」部門でございました。そのほか、畜産部門では肉牛農家 4 戸でビニールハウス製の簡易牛舎や簡易牧草庫等が損壊し、被害額は 12,500 千円、軽種馬では農家 2 戸で厩舎 1 棟、倉庫 1 棟の屋根がそれぞれ損壊し、被害額は 10,000 千円という内訳でございます。次に、この災害への対応でございますが、被害の状況や支援対策に関する情報の共有等を目的として、2 月 15 日に町、農協、農業委員会、普及センター、農業共済組合で構成する「新冠町大雪災害対策本部」を組織いたしました。また、2 月 17 日から 28 日までの 12 日間をかけて、農協職員や町職員を被災農家へ派遣し、これに新冠建設協会の会員やホクレン、農協中央会などの農協系統団体、肥料や運送などピーマンの生産・出荷に関連のある民間会社などのボランティアが加わり、延べ人数 375 人が倒壊したビニールハウス内の除雪や廃材となったパイプ、ビニールなどの撤去作業に従事され、復旧に向けての準備が進められました。また、被災農業者に対するハウス資材の購入費や設置費用など経済的な支援策につきましては、国や北海道への財政支援を求めべく、新ひだか町と協力をいたしまして、国会議員や北海道知事、北海道議会議員に対する要望活動を行っております。今のところ国や北海道からの具体的な支援策の情報は無く、町としての対応につきましても国や北海道の対応を確認してからお示ししたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、被災した農業者の経済的な負担や生産意欲を保ち、また、生産量の減少による道内・外の消費者への影響を出来るだけ抑えるよう、町としても可能

な限りの支援は行って参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きますよう宜しくお願い致します。

2、JR日高線の復旧に向けた取組等について

次に、平成27年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、昨年12月の第4回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。はじめに、去る2月7日、浦河町において日高管内7町長とJR北海道、西野副社長との意見交換が行われ、鉄路を活かした早期運行再開、デュアル・モード・ビークルの導入、護岸決壊箇所の恒久的な復旧対策などの要請を行なっております。また、2月16日には、日高町村会による要望活動を、北海道知事及び北海道議会に対して行っております。要望は「JR日高線の早期運行再開と地域公共交通に関する緊急要望」として、日高線 鷓川～様似間の早期運行再開を道においてもJR北海道に対し要請されるとともに、国に対し早急に抜本的な解決策が図られるよう支援を要請していただきたい、となっております。

3、株式会社新冠ヒルズの運営について

次に、「株式会社新冠ヒルズの運営について」ご報告申し上げます。町の出資団体である、株式会社新冠ヒルズの経営状況につきましては、毎年6月招集の第2回定例会において報告しているところでありますが、近年、営業収益で厳しい状態が続く中、経営の改善を図るための方策として、札幌市に本社を置く株式会社ファウンドに対し、売上看見合った費用負担による経営改善方策として、平成28年4月1日から同社への業務委託を行なってきたところでございます。受託したファウンドにおきまして鋭意、経営改善に努めてきたところでございますが、業務委託期間につきましては、2年間としてきたところでございまして、本年3月末をもって契約満了となることから、契約を終了し、4月からは委託前の形態の新冠ヒルズにおいて直接業務を行うこととしたとの報告が町にございました。厳しい経営環境の中ではありますが、地域住民に愛される施設づくりや交流人口の促進を図る施設として、新冠ヒルズにおきまして、一層の経営改善に努めて参りますので、町民の皆さんには、これまで同様、新冠温泉をご利用いただけますことを、出資団体の新冠町としてお知らせいたします。

4、国保制度改革について

次に、「国保制度改革について」ご報告申し上げます。国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を60年近く果たしてきました。しかし近年、年齢構成が高いことや、市町村に生じた所得水準や医療費水準の差により、保険税水準に大きな開きが生じてきており、特に小規模市町村では財政が不安定になりやすいといった構造的な問題を抱えています。こうした現状を改善し、国保制度の安定的な運営に向け、平成27年5月に国民健康保険法の改正が行われ、平成30年4月から、都道府県が市町村とともに国保の運営を行い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担うこととなりました。都道府県は保険給付に係る費用を市町村へ交付することになり、保険税については将

来的に平準化をめざし、市町村毎の標準保険税率を算定します。また、市町村事務の効率化・広域化等を推進します。市町村は、都道府県へ事業費納付金を納めることとなり、事業費納付金に見合う、保険税率による賦課・徴収を行うこととなります。また資格管理、保険給付、保険事業等の事業についても、引き続き担うこととなります。北海道では、市町村と一体となって、国保に関する事務を共通の認識の下で実施するとともに、事務の広域化や効率化を推進できるよう、国保運営の統一的な方針として「北海道国民健康保険運営方針」を昨年8月に策定しており、本定例会においても、その方針や法律改正に伴う国保関係条例の改正について上程しておりますのでご審議のうえご決定頂きますようよろしくお願いいたします。今後といたしましても、真に医療を必要としている方が、いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、北海道とともに安定した国保制度の運営に努めて参りますのでご理解をお願いいたします。

5、国保診療所の新たな医師の就任と病床再開について

次に、「国保診療所の新たな医師の就任と病床再開について」ご報告申し上げます。現在、国保診療所の診療体制は、昨年10月1日に渡部晃司医師が副所長として着任され、上田睦所長と服部晃好医長の常勤医師3名体制による内科を中心とした医療サービスの提供を続けておりますが、本年3月31日付をもちまして上田所長が、満75歳による定年退職として、退任されることとなります。上田所長は、平成28年4月1日に国保診療所の所長として着任して頂き、当地域における医療提供に体調的にも万全でない中、2年間ご尽力を賜りましたことに対しまして、心から深く感謝を申し上げます。なお、所長の後任につきましては、渡部晃司副所長が診療所長として本年4月1日から新たな立場で勤務して頂くことになっております。また、高齢者を中心として多くの町民が住み慣れた地域で安心して医療サービスを受けられることを望んでいるものと確信しており、地域に根づいた医療、さらには保健、福祉との連携による予防事業を推進しながら、町民の皆様方の要望に出来る限り応える努力が必要であり、そのような中において、国保診療所の果たすべき役割は非常に多く、また重要でありますので、今後より一層、町民の皆様方より必要性が求められる「存在意義のある医療機関」を目指し、診療所運営を強化充実させるべく、常勤医師3名体制による診療所運営を安定継続させるためにも、3人目の常勤医師として地域医療に関心が高く、率先して地域医療の推進に取り組んでいただける医師の招聘について努力を続けてまいりました。この度、現在、札幌市の医療機関に勤務されております内科医師との交渉がまとまり、本年4月1日から国保診療所に勤務頂くことになりましたので、ご報告申し上げます。3人目の常勤医師として就任いただく医師は、西森博幸医師であります。先生は専門診療として内視鏡の指導医の資格を有していることもあり、着任後は内視鏡による検査の充実強化に意欲を示されております。さらに数々の医療資格を取得されており、豊富な職歴と実務経験を有し、大変誠実な性格から患者さん一人一人を大切にしてくれる医師であると確信しており、新冠町に取りまして適任な医師が国保診療所にさらに加わることとなります。なお、西森博幸先生の就任によりまして、

本年4月1日以降において、常勤医師3名体制を安定継続できる体制の目途が立ちましたことから、町内唯一の一次医療圏における医療機関として、町民の安心安全や健康保持のため、入院病床及び救急外来患者24時間受入体制をいち早く再開できるよう本格的な諸準備に着手しましたことをご報告致します。すでに2月23日より看護師等の公募を開始しており、病床再開等に向け、最大限スピード感を持って準備を取り進めておりますので、町民の皆様方におかれましては、今しばらくお待ち下さいますようお願い願いたいと存じます。これからも国保診療所職員が一丸となり、良質な医療を提供し、信頼される診療所運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、新たな医師の就任及び病床再開に向けた本格的な諸準備に着手したことを報告させていただきます。最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、報告案件4件、承認案件2件、一般議案7件、平成29年度各会計補正予算5件、平成30年度各会計当初予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に、具体的にご説明いたしますので全案件とも提案とおりのご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、平成29年第4回定例会以降の教育行政に関わってご報告申し上げます。

1 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

はじめに、平成29年度実施致しました全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果についてご報告いたします。本年度実施いたしました全国体力・運動能力、運動習慣等状況調査については、例年同様、小学5年生、中学2年生を対象に、実技8種目に加え、児童生徒に対する質問紙調査、学校及び教育委員会に対する質問紙調査の内容により、4月から7月末までの期間で行ってございます。なお、本調査結果については、2月19日付けでスポーツ庁から教育委員会、各小中学校へ送付されており、期間が間もないことから詳細な分析や学校との協議を行っておりませんので、概略のみの報告とさせていただきますことをご了承願います。まず、実技調査の結果についてでございます。実技調査における8種目の総体を示す体力合計点については、小学5年生男女ともに、全国平均と「同等」であり、中学2年生男女については全国より「やや高い」結果でありました。特に、今回の体力調査で特徴的に見られたのは、AからEの5段階で評価する総合評価において、下位層でありますD群、E群の人数が少なく、全体的な体力の底上げが伺える結果となっております。このことは、平成26年度に立ちあげました体力向上推進委員会での、幼小中連携による体力向上の取組みが着実に効果を上げていると考えているところであります。また、質問紙調査からは「運動が好き」「運動は大切である」という、運動に対する意識が全道、全国よりも高く、学校質問紙調査では、体育授業の目標を明確に示し、振り返る学習の活動を行う等、授業の充実に向けた積極的な取組みが進められていることが伺えます。

一方で実技調査からは、全体的に50M走の数値が全国、全道平均よりも低く、また、質問紙調査においても、「テレビやゲームを楽しむ時間」が全国、全道平均より高いほか、中学生の質問紙からは、「朝食を毎日とる割合」が全国、全道平均を下回る結果となっております。このような調査結果を踏まえ、今後、更に詳細な分析を加えた上で、学校とも対応策等について協議を進め、所管委員会において、改めて報告させていただくとともに、町民の皆さんにも調査結果について広くお知らせしてまいりたいと存じます。

2 平成30年度新冠小中学校学級編制、認定こども園ド・レ・ミの園児数について

次に、平成30年度の小中学校の学級編制、認定こども園ド・レ・ミの園児数についてご報告いたします。添付いたしました資料1をご覧ください。はじめに上段の新冠小学校の児童数についてでございます。児童数は全体で246名を見込んでおりまして、前年度237名から9名の増となる予定でございます。学級数は、特別支援学級3学級、普通学級が11学級となる見込みでございます。前年度10学級から1学級増えることとなります。新冠小学校については、平成20年度の統合時の児童数が207名でございましたので、当時と比べますと39名増えている状況でございます。全国的に、少子化の影響で児童数が減少している中、新冠小学校においては、児童数が年々増えている傾向にあり、管内28小学校の中でも、4番目の規模となっております。なお、児童数増加に伴う、教室の増設については、本年度において対応を進めておりまして、2月21日に教室が完成し、現在、次年度に向けた準備を取り進めているところでございます。次に、朝日小学校の児童数についてでございます。朝日小学校については、児童数47名で、前年度53名から6名減となります。また、学級数については特別支援学級は前年度の1学級から2学級と1学級増え、普通学級は4学級となり、本年度の5学級から更に1学級の減となります。そのため、朝日小学校につきましては、本年度から複式解消の対策を講じ6学級を維持してまいりましたが、次年度も引続き単式学級維持と充実した学校経営の推進のため、町費負担教職員を2名に増員し、学級数を維持した上で、学習環境の充実を図る計画であります。次に、新冠中学校についてでございます。生徒数は133名を見込んでおりまして、前年度140名から7名の減少となります。学級数につきましては、特別支援学級3学級、普通学級6学級と前年度同様になる見込みでございます。次に、認定こども園ド・レ・ミの園児数をご説明申し上げますので、資料2をご覧ください。年度当初の総園児数は163名を見込んでおります。内訳につきましては、幼稚園希望園児が45名、保育所希望園児は118名となっております。前年度当初166名と比べ、3名減となりますが、1歳児の園児数においては、前年度12名から23名と11名の増加で、既に定員を大きく超える状況で、園開設以来最多となる見込みでございます。特に未満児保育については、近年、年度途中の入園希望が増加傾向にあるため、適宜、保育教諭の増員を図りながら、安心安全を第一とした園運営を進めて参りたいと存じます。

3 新冠中学校卒業生の進路希望状況について

次に、新冠中学校卒業生の進路希望状況について申し上げます。別紙資料3をご覧ください。51名中、進学が50名、進路相談継続者が1名であります。進学の内訳は、静内高等学校37名、静内農業高等学校4名、私立高校3名、道内外公立高校へ6名の希望でございまして、3月1日現在、6名の合格が内定しております。なお、3月6日・7日に公立高校の学力検査、面接試験が行われ、合格発表は3月16日の予定となっております。

4 レ・コード館開館20周年記念事業の実施結果について

次に、社会教育の推進におけるレ・コード館開館20周年記念事業の実施結果についてご報告致します。20周年記念事業は主催事業を中心に、この間培ってきたネットワークや、関係団体との共催事業により実施いたしました。記念事業全体の結果は、資料4に記載しておりますが、主要事業についてご報告いたします。まず、記念事業の第一弾といたしまして、昨年6月3日に「レ・コード館誕生記念イベント」と「南こうせつコンサート」を同日開催し、地域の皆さんに多くの来館を頂いたところでございます。これに彩を添えるように、平成3年から取組みを進めてまいりました、レコード収集事業が、5月15日に目標の100万枚に到達したことを確認し、レ・コード館開設日の6月8日に記念のセレモニーを催し、20周年記念とともに二重の喜びの中で、年間の事業を展開することができました。7月22日には、児童を対象とした社会教育事業として、「米村でんじろうサイエンスショー」を開催致しましたが、満席となる盛況をいただき、子どもの科学実験を通じた体験事業として好評をいただいたところでございます。そして、最後の記念事業として、去る2月24日に「昭和音楽大学ウインドシンフォニースペシャルコンサート」を開催いたしました。この吹奏楽団は、世界吹奏楽大会日本代表や、全日本吹奏楽コンクール課題曲教本のモデル演奏をするなど、日本のトップレベルの吹奏楽団で、20周年を記念して大学側のご厚意で派遣していただくことができたものでございます。コンサート前には、町内4施設において、アウトリーチコンサートを提供させていただき、また、レ・コード館でのコンサートでは、高度な演奏技術と素晴らしいアンサンブルの音色を響かせていただきました。更に、フィナーレでは、20年前の柿落とし公演で披露した曲「飛翔にいかっぷ」を、合唱団ヴォールを中心に、シング・シング、新冠中学校吹奏楽部、そして柿落としの際の出演者など、総勢82名がコーラス隊を編成し、20年前の感動を再現していただくなど、音大と町民が一体となった取組みに、320名の来場者からも高い評価をいただけたものと感じております。なお、今回の記念事業は、レ・コード館とともに歩んできた、文化協会や自主企画委員会を始めとする各団体などと協働し、20年の節目として、資料4に記載の各種事業を展開したものでございますが、いずれの事業も多くの方々にお運びいただき、地域全体で20年の節目を感じる、意義深い取組みにすることができたと感じており、改めて、町民の皆さんのご理解あるご協力や、関係者の皆さんのご尽力に敬意と感謝を申し上げます。今後とも、「レ・コードと音楽による町づくり」のコンセプトの象徴施設として、また、町民の様々な文化活動拠点として、目的を見失う

同条第2項の規定によりこれを報告し、受理いただくものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書 損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成29年12月28日付けをもって専決処分したものであります。この度の専決処分につきましては、昨年11月24日日本町職員が公用車で町道牧野芽呂線を走行中公用車左側後輪の部品が外れ、タイヤが前方に停車中の普通貨物自動車のバンパーに接触し、損傷させた事故について物損事故に係る示談が成立いたしましたので、示談日をもって損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定を専決処分したものでございます。なお、専決処分の和解及び額の決定につきましては、議会の議決を要する案件であります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で特に指定したものは専決処分できることと規定されており、損害賠償の額が50万円以下のものは町長において専決処分できる旨を議会から委任いただいていることから、この度専決処分し報告案件とさせていただきます。また、損害賠償額の支払いに関しましては、町加入の保険会社より直接相手方に支払われることから、歳入歳出予算に変動はございません。次のページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、平成29年11月24日日本町職員が業務のため町道町有牧野芽呂線を公用車で走行中、字美宇において公用車の左側後方のタイヤが外れ、タイヤが停車中の普通貨物自動車に衝突し破損させたことにより損害を与えた事故について、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定したものであります。1. 和解の相手方は、新冠郡新冠町字本町69番地の8 有限会社名須川林業 代表取締役 伊藤将治 2. 和解の内容は新冠町を甲とし、有限会社名須川林業を乙として、次の条件のとおり和解したものであります。(1) 過失割合は新冠町100%、名須川林業を0%とする。(2) 新冠町は名須川林業に対し、車両の修繕料として47万9418円を支払うものとする。(3) 新冠町及び名須川林業は、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしないこととする。3. 損害賠償の額は47万9418円とする。以上、報告第2号の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り報告とお受けくださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第2号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第 8 報告第3号 専決処分について

日程第 9 報告第4号 専決処分について

日程第10 報告第5号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第8 報告第3号、日程第9 報告第4号、日程第10 報告第5号 専決処分について 以上3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 報告第3号 専決処分について 提案理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、受理いただくものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書 損害賠償の額の決定について、地方自治法180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年1月8日付けをもって専決処分したものであります。この度の専決処分につきましては、昨年10月13日スクールバスが下校する児童、生徒を送るため朝日小学校敷地内から道道209号線を右折して道路に進入しようとした際、右方向から直進してきた車両に気付くのが遅れ、急加速して発車したためハンドル操作を誤り、道路左側に逸脱し路外へ転落、横転したことにより乗車しておりました児童、生徒3名を負傷させた事故につきまして、人身事故に係る示談が成立いたしましたので示談日をもって損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定を専決処分したものでございます。なお、3名の児童、生徒に係る専決処分であります。示談日がそれぞれ異なることからそれぞれの示談日をもって専決処分をしてございます。次のページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、平成29年10月13日スクールバスが下校する児童、生徒を送るため、朝日小学校敷地内から道道209号線を右折して道路に進入しようとした際、右方向から直進してきた車両に気付くのが遅れ、急加速して発車したためハンドル操作を誤り、道路左側に逸脱し路外へ転落、横転したことにより乗車しておりました児童、生徒3名を負傷させた事故につきまして、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定する。1. 和解の相手方 新冠中学校1年生保護者A なお、個人情報保護の観点から実名を伏せておりますことをご了承願います。2. 和解の内容 新冠町を甲とし、新冠中学校1年生保護者Aを乙とし、以下次の条件のとおり和解したものであります。(1)新冠町は保護者Aに対して慰謝料、医療費及び文書料として6万5259円を支払うものとする。新冠町及び保護者Aは、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしないこととする。3. 損害賠償の額は6万5259円とする。以上、報告第3号の提案理由を申し上げました。続きまして、報告第4号について説明をいたします。報告第4号 専決処分について 提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、受理いただくものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書 損害賠償の額の決定について、地方自治法180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年1月16日付けをもって専決処分したものであります。この度の専決処分につきましては、報告第3号でご説明いたしましたスクールバスの事故について人身事故に係る示談が成立いたしましたので、示談日をもって損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定を専決処分したものでございます。次のページをお開きください。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、和解の相手方 朝日小学校2年生保護者B。2. 和解の内容 新冠町を甲とし、朝日小学校2年生保護者Bを乙とし、以下次の条件のとおり和解したものであります。(1)新冠町は保護者Bに対し慰謝料、医療費及び文書料として3万5690円を支払うものとする。(2)新冠町及び保護者Bは、本件に関し今後上記の金員を除き一

切の請求をしないこととする。3. 損害賠償の額は3万5690円とする。以上、報告第4号の提案理由を申し上げました。続きまして、報告第5号について説明をいたします。報告第5号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、受理いただくものであります。次のページをお開き願います。専決処分書 損害賠償の額の決定について、地方自治法180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年1月25日付けをもって専決処分したものであります。この度の専決処分につきましては、報告第3号、第4号と同様の内容でございます。次のページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、1. 和解の相手方 新冠中学校1年生保護者C。2. 和解の内容 新冠町を甲とし、新冠中学校1年生保護者Cを乙とし、以下次のとおり和解したものであります。(1) 新冠町は保護者Cに対し慰謝料、医療費及び文書料として10万4594円を支払うものとする。(2) 新冠町及び保護者Cは、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしないこととする。3. 損害賠償の額は10万4594円とする。以上、報告第3号、第4号、第5号の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り、報告とお受け取りくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第3号、第4号、第5号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第11 承認第1号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第11 承認第1号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第1号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。次のページをお開き願います。専決処分書 平成29年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年1月31日付けをもって専決処分したものであります。この度専決処分いたしました補正の主な内容ですが、町民センター内で開設をしております、児童館のプレイルームの冷暖房に使用しておりますエアコン設備が故障し、修理不能となったことから改修工事が必要となったものであります。議会を開く暇がなかったことから平成30年1月31日付けをもって専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は4回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ211万7000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億8251万6000円にしようとするものであります。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。3款 民生費 2

項 児童福祉費 2目 児童福祉施設費 211万7000円の追加は、町民センター内で開設をしております児童館のプレイルームのエアコン設備の故障により改修が必要となったもので、エアコン2基を取替えるものであります。歳入に移りますので、5ページをお開き願います。17款 繰入金 1項 基金繰入金 3目 財政調整基金繰入金 211万7000円の追加は、補正財源として基金を繰り入れるものであります。以上、承認第1号 平成29年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げました。ご審議を賜り原案とおりが承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7番武田です。エアコンの故障ということで、これはもう年数、使用量ともに役目を終えたということの理解でいいんでしょうか。

○社会教育課長（湊昌行君） 今回故障したエアコンが2005年製ということで、設置からも十数年経過していることから部品等がなく、全く修理ができないという状況に陥りました。そのため、今回専決処分において取替工事を行ったということでございます。

○議長（芳住革二君） 他にありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎日程第12 承認第2号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 承認第2号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第2号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書 平成29年度新冠町一般会計補正予算について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年2月5日をもって専決処分したものであります。この度専決処分いたしました補正の主な内容であります。2月5日の早朝から断続的に降り続いた降雪は町内全域にわたり、住民生活に支障が及ぶことが予想され、さらに長期化する予報となったことから除雪に要する費用に不足が生じることが見込まれましたが、議会を開く暇がなかったことから平成30年2月5日付けをもって専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は5回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1193万5000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億9445万1000円にしようとするものでありま

す。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。6款 商工費 1項 商工費 2目 観光費 67万6000円の追加は、道の駅構内の除雪業務委託料を追加するもの。7款 土木費 1項 道路橋梁費 2目 道路維持費 1125万9000円の追加、11節 需要費 50万円の追加は、大雪により出動回数の増加する町所有のダンプ、グレーダー、ショベルの除雪車両に係る燃料費及びグレーダーのエッジの修繕料の増額であります。13節 委託料 1075万9000円の追加は、除雪業務委託料の増額であります。次に、歳入に移りますので5ページをお開き願います。17款 繰入金 1項 基金繰入金 3目 財政調整基金繰入金 1183万4000円の追加は、補正財源として財政調整基金を繰り入れるものであります。19款 諸収入 4項 雑入 5目 雑入 10万1000円の追加は、道の駅構内の除雪業務委託に対し、テナントから一部負担を求めるものであります。以上、承認第2号 平成29年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り原案とお承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（10時59分）

（11時13分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第13 議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町職員定数条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものであります。職員の定数条例につきましては、地方自治法第172条第3項におきまして、条例でこれを定めると規定をされていることを根拠として制定されており、地方公共団体が置くことができる職員の総数の限度を定めているもので、上限の職員数を超えて職員を任用することができないとされております。この度の改正は、現在の職員数が152人であり条例で規定する上限の範囲内ではありますが、平成30年度の職員採用を見込んだ場合、現在の職員定数条例の上限を超える見込みであることから条例の一部を改正しようとするものであります。町長部局の職員につきましては、現在11

5人であり条例上限が125人ではありますが、平成30年度において国保診療所の病床再開に向けた医療スタッフの募集による増加を見込んだ結果、130人となる見込みであり上限を5人超過いたします。また、教育委員会の職員におきましては現在35人であり上限と同数となっておりますが、平成30年度において朝日小学校複式学級の解消のための職員1名の採用、認定こども園ド・レ・ミの入園児童数、特に3歳未満児の増加により保育教諭の2名の増員が必要となり、38人となる見込みであり上限3人超過いたします。以上のように、町長部局において5人、教育委員会部局において3人の超過が発生いたしますが、これに加え緊急的な事務事業の発生時に職員数が上限を超えることのないよう町長部局に5名、教育委員会部局に2名の余裕を持たせ職員定数条例第2条を改正しようとするものであります。それでは、新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、2ページをお開き願います。新冠町職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表 第2条は定数の規定であります。表中、町長の事務部局の職員125人を135人に、教育委員会の事務部局の職員35人を40人に、総数162人を177人に改めるものであります。1ページにお戻りください。附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。以上、議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げました。ご審議を賜り提案とおりのご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第1号について採決を行います。お諮りいたします本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第2号 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例の制定
について

○議長（芳住革二君） 日程第14 議案第2号 新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例の制定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第2号 新冠町地域福祉計画策定推進委員設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例を、別紙のとおり定めようとするものでございます。本条例は、社会福祉法107条に規定されております市町村地域福祉計画の策定及び見直し、計画の進行管理に係る委員会の設置条例を定めるものでございます。それでは、条例内容をご説明いたしますので、次のページをお開きください。新冠町地域福祉計画策定推進委員会設置条例 第1条は設置でござ

います。法令に規定する地域福祉計画の策定、進行管理及び見直しに関する事項を協議するため新冠町地域福祉計画策定推進委員会を設置する旨を規定いたします。第2条は、所管事項でございます。委員会の協議事項の規定で、第1号で計画の策定、見直しに関する事。第2号で、計画の進行管理に関する事。第3号で、その他計画の実施について重要な事項に関する事を協議する旨を規定しております。第3条は組織に関する規定でございます。委員会の委員を15人以内で次の第1号から4号に掲げる者の中から組織し町長が委嘱することを規定しており、第1号において、学識経験を有する者、第2号において、福祉・医療・保健関係者、第3号において各種団体の代表者等、第4号において、その他町長が認めた者を定めております。第4条は、委員の任期の規定でございますが。第1項で、委員の任期を3年と定め、ただし書きにおいて補欠委員の任期を前任者の残任期間とすることを定めております。第2項で、委員は再任できることを定めております。第5条は委員長及び副委員長の規定でございます。委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置くことを定めております。第2項に、委員長は委員の互選により選出すること、第3項に、副委員長は、委員長の指名によること、第4項に、委員長が委員会を代表し会議を総理すること、第5項に、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理することを定めております。第6条は会議の規定でございます。会議は委員長が招集し会議の議長を務めることを定めております。次のページをご覧ください。第2項では、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないこと、第3項では、会議の議事は出席の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決することが定められております。第7条は関係職員の出席の規定でございます。必要に応じ関係職員の出席を求めることができることを定めております。第8条は報酬及び費用弁償の規定でございますが。別表において委員の報酬を日額6400円、旅費の額を車賃1キロにつき20円、日当は町外2000円、宿泊料は町外8000円、町内4700円と定めるものです。第9条は委任の規定でございます。委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮ることを定めております。附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上が、議案第2号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。本計画の策定にあたってはですね、地域住民の意見をですね十分に反映させながら策定する計画であると思っております。今後のですね、地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となるもので大いに期待をするものでございます。そこで既にですね、社会福祉協議会において地域福祉実践計画を策定済みでございます。この計画は平成26年度に策定をして、5年間の計画が平成30年度で終了するということになってございます。町がですね、30年度に策定を予定しているこの地域福祉計画と社協も30年度に策定を予定する地域福祉実践計画でございますけども、その緊密な連

携のもとにですね、一体的に策定することが必要だというふうに私は思っております。それで、社協とは新年度本計画書の策定をどのように進めていくのか、協議をされているかどうか。また、この計画書については第5次新冠町総合計画を上位とした位置付けとなっております。さらに現在ですね、高齢者だとか障害者、児童といった対象ごと計画が策定されている訳ですけども、これらの各計画との整合性や連携をどのように図っていくのかお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） まさに議員がおっしゃる通りのことだと思います。30年度に計画を策定することで、後程当初予算にも計上させていただく予定でございますが、それを前提に委員会の設置条例を作ると。それにあたりまして社会福祉協議会とは、当然この地域福祉計画と社会福祉協議会の策定しております地域福祉実践計画、整合性の図られたものにならなければならないということで、協議は同時に整合性を図りながらやっついこうということで協議を進めております。まずそれが1点でございます。それから総合計画の下位に位置づけするというので、これは地域福祉計画は児童、障害者、高齢者、生活困窮者、災害時の要援護者等の個別計画を包含するような計画になっておりますので、策定の際にはそのような計画との整合性を図りながら、当然策定していくということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 立派な計画書を作っていただきたいなと思っている訳ですけども、それで第2条の所管事項第2号において計画の進行管理に関するということになっておりますけども、具体的にどのようなことをするのか。また、本計画期間何年から何年までを予定しているのかお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） まず第2条の進行管理に関することということですが、それにつきましてはまず計画を策定して、その策定の期間、年度ごとに計画の遂行・推進状況というのを見直しをかけるという意味でございます。それから計画の期間ですが、5年間ということで5年の計画でございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5年間というと平成31年から35年までというふうに解釈をする訳ですけども、第4条の中で委員の任期は3年というふうになっています。5年とした場合ですね、今進行管理も含めてやる訳ですけども、委員がやると思うんですけどもその5年とした場合のですね、整合性はどのように解釈をしたらよろしいんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 任期につきましては、当然その任期の中で委員さんも変わることもございますので、3年と定め次の策定5年間で定めて1年前には策定するんですけども、その時に変わっていることも想定はしております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。委員のことについて2点お伺いいたします。細かいことについては規則等で定められているのかとは思いますが、この15人の委員については町内在住者に限るものなのかどうかという点と、それから欠員が生じた場合にどのようにするか、期間が短い場合にはそのまま欠員のままでも期間がくるまで欠員のままでやれるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 委員につきましては15名以内ということでございますので、細かい規定はこれから作成することになりますが、町内、今現在考えているのは町内の各種団体から委員を募集しようというふうに考えてございます。15名以内ということですので、適時判断しようと考えております。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 質疑かどうかちょっと難しいところですけど、学識経験者についてはですね、特に町内在住者にこだわらずにやっぱり広く、地域の新しい制度等の内容を理解する上でも例外的に学識経験者については町外者について委任できるようなことはできないでしょうかということと、それから臨機応変にということですけどその欠員が生じた場合のある程度基準というようなものをこの条例の中には定めなくてもいいかと思えますけれども、規則等である程度は決めておく必要があるんじゃないかと思えますがいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 委員の関係ですけども、町内在住者というお話を保健福祉課長言っておりましたが、当初はそれでいいのかも知れませんが、ただ色々な知識を持った方々を議員がおっしゃるように募集するとなると、どうしても町内に限定すると無理があるということもありますので、運用の中では当然町外の福祉に長けた方、詳しい方を委員として委嘱することもあり得るかと思っております。また、欠員に関しては条例の中で謳って残任期間というのは15名ぎりぎりの場合の話でございまして、例えば10名であれば15名以内の話でございまして、その時には欠けた人間の方の残任期間を補充するのがあるいは欠けたままの人数の中でやるのかその時々判断になるかということをご答弁させていただいたものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。第3条の部分で質問いたします。委員会は定員15名以内をもって組織するとありますが、その15名以内とするその15名の必要性和その根拠。私自身は少数精鋭という形で10名でも良いと思うんですけども、その15名としたその根拠の説明を求めます。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 根拠というかある程度他町、他市町村の例を参考にしながら

ら定めた訳でございますが、この地域福祉計画が総合計画のすぐ下位に位置付けすることによって、先程も申し上げましたが児童から障害者からと多岐にわたることでもありますので、その部分で15名ということで規定させていただいております。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第2号について採決を行います。お諮りいたします本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第3号 新冠町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例
について

○議長（芳住革二君） 日程第15 議案第3号 新冠町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第3号 新冠町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町介護サービス事業条例、新冠町デイサービスセンター設置条例及び新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を、次のように改正しようとするものでございます。この度の改正は、条例の根拠法令である介護保険法の改正によるものでございます。改正内容につきましては、改正に伴う「改め文」及び「新旧対照表」での説明は省略させていただき、お手元に配布しております「議案第3号資料」により説明させていただきますのでご覧願います。新冠町介護サービス事業条例等の一部を改正する条例の改正概要でございます。左より、条名、見出し、改正の内容を記載しております。今回の一部改正は関連する3つの条例の一部改正を3条だてにて提案するものでございます。最初に 第1条 新冠町介護サービス事業条例の一部改正でございます。第1条は、目的を規定しておりますが、介護保険法の改正に合わせた事業の名称を改正するものでございます。第2条は、新冠町が実施する介護サービス事業を規定しておりますが、介護保険法の改正による各サービス名称の整合を行いますことと、第2項として地域支援事業の2つの事業を加えるものでございます。第3条から第5条までは、事業所の名称等、対象者、サービスの利用について規定しておりますが、第2条で改正する事業の名称等に合わせた改正を行うものです。第6条は、手数料及び実費に相当する費用を規定しておりますが、介護保険法の改正に合わせ、各サービス事業の名称及び根拠とする介護保険条項の整合を図るものです。次に、第2条 新冠町デイサービスセンター設置条例の一部改正でございます。第1条は、目的及び設置を規定しておりますが、介護保険法の改正により、1点目、定員18人以下の通所介護が地域密着型通所介護サービスへ、2点目、要支援の介護予防通所介護が地域支援事業の第1号

通所へサービス名称及び区分が変更されたことによる改正でございます。第5条は、利用料を規定しておりますが、根拠とする介護保険条項の整合、事業名称の改正を行うものです。最後に第3条 新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部改正でございます。第1条は、目的及び設置を規定しておりますが、介護保険法改正に合わせ、条項の整合を行うものでございます。議案の4ページへお戻り下さい。附則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上が 議案第3号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第4号 新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例
について

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第4号 新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第4号 新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。新冠町介護予防・生活支援条例の一部を、次のように改正しようとするものでございます。この度の改正は、条例に規定する手数料の根拠法令である介護保険法の改正によるもの及び事業委託先の拡大に係る改正でございます。それでは、条例内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。条名 第5条 見出し 手数料及び実費に相当する費用の徴収でございますが、手数料の根拠法令である介護保険法において、条例第2条第1号及び第2号で定める、要支援1と2の方に対する訪問介護及び通所介護サービス費用について、国が定める額から市町村の定める額に改正されたため、手数料の算出基準を日高中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条に規定する額に改正するものでございます。次に、第7条 事業の委託等でございますが、事業の実施は社会福祉法人に委託又は指定管理者に行わせる規定を設けておりますが、委託先について社会福祉法人以外に拡大することを目的に、社会福祉法人の次に「等」を追加するものでございます。1ページへお戻り下さい。附則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上が 議案第4号の提案理由でございます。ご審議をいただき、提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第4号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。1点目、まず第5条関係で現行では法の定める算出基準の額の1割を徴収することになっていることが、今度改正後第2条第1号と第2号の事業についてはですね、改正文の通り広域連合が規定する額としているところがございますけれども、どのくらいの割合で徴収を予定しているのか、まず1点お聞きをいたします。それから2点目、第7条の関係です。事業の委託の関係ですけれども、この改正部分の解釈について若干お聞きをいたしたいと思います。平成27年度からですね、本条第2条第4号のふれあい夕食事業、この委託先については当時社会福祉協議会から民間業者へ変更となったということは皆さんご承知のことと思います。その時はですね、町の考え方もあったというふうに思いますけれども、何故変更したのか理解はできなかったところがございます。その際にですね、現行条例上民間業者に委託することは違法ではないのかということで、条例の一部を改正して実施すべきでないのかということで進言をしていた訳ですけれども、町が直営で行うから問題ないというふうな曖昧な回答で本日まできている、これが事実でございまして、今般一部改正に至ったということは理解をさせていただきます。そこでですね、改正部分について「等」を追加した部分がございます。この「等」とはどのような範囲と解釈したらいいのかちょっとお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 私の方から1点目の質問につきましてお答えいたします。市町村の定める金額ということで、負担率ということでございますが、日高中部広域連合で定める規定におきましても中身は1割と定めておりますので、従来の負担率と変わらないものでございます。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 7条の関係につきまして私の方から答弁させていただきます。法制のテクニックといたしまして色々あるんですが、限定列举といたしまして具体的な名称を掲げてそれ以外のものは適用にならないという限定列举の方法もありますし、また、反面漠然とした形の中での表記もあります。一番わかりやすいのは、例えば特に町長が認める場合なんていうのは一番漠然としております。そういう中で今回の表記につきましては「等」という言葉を付けることによって、対象の範囲を広くどこまでも拾えるのかなということで、実は「等」を付けさせていただいたものでございますが、先程申し上げましたように「等」を使うというのは限定列举に若干近い要素がございますので、その方が町民にとって分かりやすいのかなということで「等」を使わせていただいたものでございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） その第7条の関係ですけれども、条文の意味がですね、人それぞれに解釈されるような曖昧な表現だとか、難解な用語を用いて規定されているということは理解されないものであってはならないのではないかなというふうには思っております。そ

こです、今の委託業者が良い悪いということではない訳ですけども、本条例においては、この目的は高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的に制定をされているものがございます。特にこのふれあい夕食事業については、ただ夕食を配れば良いということではなく、利用者の安否確認等が確実にを行う必要があると思います。今後です、委託業者選定にあたってはその辺も考慮して、慎重に選定すべきだと思いますけども改めてその辺の見解をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 当時、現業者を選定するにあたりましては町としてもそれなりに色々考慮した上で、考えた上で選定しているものと私は思っております。そういう意味では今後にあたりまして、何か特別なことがない限りは、現業者を使っていきたいというふうに私は思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第5号 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第17 議案第5号 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第5号 新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものでございます。この度の改正は、平成30年4月から国民健康保険の運営は市町村から都道府県と市町村が共に担うこととなっておりますことから、国民健康保険法の改正及び葬祭費については北海道国民健康保険運営方針に沿った金額への改正でございます。それでは、条例内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。条名 第1章 章名の改正でございますが、これまで国民健康保険は市町村が実施する規定でございましたが、都道府県が市町村とともに実施する規定となりましたことから、新冠町が行う国民健康保険の次に、「の事務」を追加するものでございます。第1条 見出し及び第1条中 国民健康保険の次に「の事務」を追加するものでございます。次に第2章 章名の改正でございますが、都道府県においても国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置することとなりましたことから、章名を「国民健康保険運営協議会」から「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。第2条 見出し及び第2条中「国民健康保険運営協議会」を「市町

村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。次に、第9条 葬祭費でございますが、北海道国民健康保険運営方針に基づき葬祭費を1万円から3万円へ改正するものでございます。1ページへお戻り下さい。附則でございます。第1条 この条例は平成30年4月1日から施行する。第2条 施行日前に死亡した被保険者に係る新冠町国民健康保険条例第9条の規定による葬祭費の額については、なお従前の例による。以上が 議案第5号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第5号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第5号について採決を行います。お諮りいたします本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第6号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第18 議案第6号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第6号 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めようとするものです。改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させて頂き、お手元に配布しております議案第6号資料により説明させて頂きますのでご覧願います。はじめに改正の理由ですが、平成30年4月より国民健康保険の運営は都道府県と市町村が共に担うこととなっており、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。次に、改正の概要でございますが、表により説明いたします。表の上段左から条名、見出し、改正の内容となっております。第2条 課税額でございますが、改正内容は、国民健康保険税の課税目的を規定しておりますが、北海道へ納める国民健康保険事業費納付金の納付のための費用へ充てることとし、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額、それぞれの算定方法を改正する内容となっております。それでは議案に戻りますので議案書2ページをご覧下さい。附則でございます。第1条 この条例は平成30年4月1日から施行する。第2条 この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税につ

いて適用し、平成29年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。以上が、議案第6号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案の通りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第6号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号 新冠町国民健康保険保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第7号 新冠町国民健康保険保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹背保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第7号 新冠町国民健康保険保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町国民健康保険保険給付費支払準備基金条例の一部を、次のように改正しようとするものでございます。この度の改正は、平成30年4月より国民健康保険の運営は市町村から都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付費については北海道からの交付金により全額賄われることとなり、保険給付費の支払い財源不足が生じることがなくなります。年度当初の保険給付費支払い時のキャッシュフロー対応等の財政安定化のための基金設置については、国の通達において認められておりますことから、基金の設置目的、処分の規定を改正しようとするものでございます。それでは、条例内容について新旧対照表によりご説明いたしますので2ページをお開きください。条名 題名の改正でございますが、新冠町国民健康保険保険給付費支払準備基金条例を新冠町国民健康保険財政安定化基金条例に改めるものでございます。第1条 設置の規定ですが、基金名称中、保険給付費支払準備を財政安定化へ改めるもの。第5条 処分の規定について、保険給付に要する費用の支払財源に不足を生じ、その財源を充足する、を第1条に規定する基金設置の目的のため必要があると認める、へ改めるものでございます。1ページへお戻り下さい。附則でございます。第1条この条例は平成30年4月1日から施行する。以上が 議案第7号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案の通りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第7号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を

許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第7号について採決を行います。お諮りいたします本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(11時59分)

(12時59分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第8号 新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例について

○議長(芳住革二君) 日程第20 議案第8号 新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) 議案第8号 新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。この度の改正は、現在当町の下水道におきましては、処理場を建設せずに新ひだか町の静内終末処理場にて汚水を処理しております。現事業認可は平成29年度中の事業期間で終了となるために、事業認可計画の見直しに伴い今回事業期間の延伸を目的に、新ひだか町との計画を併せまして事業認可を平成34年度、5年延伸とするものでございます。また、新ひだか町との計画の整合性が必要となることから、事業期間を延伸することで基本的数値の人口と汚水量の見直しが必要となり、計画人口の数値の変更が必要となったことにより改正するものでございます。なお、面積の変更はございません。議案第8号 新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例について 新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例を、以下のように定めようとするものです。新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例の内容につきまして、新旧対照表で説明申し上げますので次ページをお開き下さい。新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表 第3条 面積及び計画人口 第2号中の計画人口を3240人と改めるものでございます。前のページにお戻り下さい。附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。以上、議案第8号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第8号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、但野議員。

○11番(但野裕之君) 11番但野です。計画人口の部分で質問いたしますが、3260を3240と少なく改めますけども、当町は定住・移住政策で人口増を求めていますけども、その部分に対応できるような許容範囲の計画人口なのでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) この度の見直しの業務、新ひだか町と一緒にやってるん

ですが、人口の見直しにつきましては、全国的な過去10年間の数値を推移に将来水域を決めていくものでありまして、その数字に基づいたこの度の数字となっております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今の説明は理解できるんですけども、計画人口を超えた場合に関しましては、その部分問題ないということによろしいでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） その状況になった時は問題ないということによろしいです。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第8号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第9号 指定管理者の指定について

○議長（芳住革二君） 日程第21 議案第9号 指定管理者の指定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第9号 指定管理者の指定について、提案理由を説明いたします。指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。新冠町デイサービスセンターの管理運営につきましては、平成21年度から指定管理者制度を導入し、平成30年3月31日までの3期9年間、社会福祉法人新冠ほくと園を指定管理者に指定しております。今回4期目となります平成30年度から平成32年度までの指定管理者を指定するにあたり、新冠町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、申請資格要件を町内の社会福祉法人として公募いたしました。その結果、1法人から申請がありましたので本年2月7日に新冠町指定管理者選定委員会を開催し、申請者へのヒアリングを実施、審査を行いその結果を踏まえて次の者を新冠町デイサービスセンターの指定管理者として提案するものでございます。1 公の施設の名称 新冠町デイサービスセンター。2 指定管理者となる団体の名称 新冠郡新冠町字節婦町104番地 社会福祉法人新冠ほくと園 理事長 前山佳弘。3 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。以上が、議案第9号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。提案理由の説明が終わりました。これより、議案第9号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（な

し（の声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第10号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第22 議案第10号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第10号 平成29年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は第5回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億9397万5000円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容は、各事業における執行残の減額のほか、介護給付費の減による日高中部広域連合負担金の減、入所者の入院等による収入の減少に伴う介護サービス特別会計への繰出金の増、設置基数の減少に伴う合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減、診療収入の減に伴う国保診療所特別会計繰出金の増、委託料等の入札執行減に伴う日高中部衛生施設組合負担金の減、農業支援員の新規採用がなかったことによる農業支援員報償等の減、交付対象者の所得制限等による旧青年就農給付金の農業次世代人材投資資金の減、法面崩落に伴う林道維持補修等工事の増、温泉施設に係る指定管理料の追加、教員住宅新築工事に係る入札執行減、入園児の増加に伴う認定こども園給食業務委託料の増が主なものとなっております。繰越明許費の設定及び地方債の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表 繰越明許費の設定です。5款 農林水産業費 2項 林業費 普通林道八木線流末排水処理工事 ですが、平成28年度の大雨災害により被災したと思われる法面の崩落がありました。道路の影となっていたことから最近まで発見が遅れ、今後雪解けにより崩落が進行することが予想されるため早急な復旧工事が必要となりますが、今年度中の工事完了が見込めないことから繰越明許とするものであります。第3表 地方債の補正 変更です。教員住宅新築事業 中央町に建設をいたしました新冠小学校の校長・教頭住宅の新築に係る過疎債で、限度額3120万円を変更後380万円減の2740万円に変更しようとするもので、事業費確定による減額であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様であります。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、12ページをお開き願います。2款 総務費 1項 総務管理費 4目 町有林造成管理費 137万7000円の減。15節 工事請負費 47万1000円の減は、森林整備事業に係る入札執行残。16節 原材料費 90万6000円の減は、森林整備事業の植栽に係る苗木代ですが、実測の結果、植栽面積が減少したことから減額するものであります。5目 企画費 123万

4000円の追加、11節 需用費 88万4000円の追加、消耗品費 18万4000円の追加は、コミュニティーバスのタイヤの摩耗が予想より早く、急ぎで購入したことによる消耗品費の増額。燃料費 70万円の追加は、コミュニティーバスの運行に係る燃料単価の高騰及び予約運行便の運行率の上昇による燃料費の増額。13節 委託料 は、予約運行便の運行率の上昇により不足する委託料の追加。7目 交通安全対策費 49万7000円の減、8節 報償費 3万6000円の減は、交通災害共済加入促進報償費において、当初2700人の見込みに対し、894人減の1806人の実績となったことから減額するもの。11節 需用費 19万円の減、12節 役務費 2万9000円の減、27節 公課費 2万5000円の減は、いずれも、今年度故障が頻発する交通安全車両を急ぎで更新したことによる旧車両に係る車検費用等の減額です。18節 備品購入費 21万7000円の減は、車両購入に伴う入札執行残。11目 ふるさとづくり基金費 217万円の追加は、2法人、8個人からのふるさとづくり指定寄附金を基金に積立するもの。13ページに移ります。2項 徴税費 1目 税務総務費 補正額はありますが、国保税の収納率向上対策に係る経費に対し、国保調整交付金が国保会計に交付されるものですが、対象経費の一部を一般会計より支出していることから84万7000円を一般財源からその他の特定財源に振り替えるものであります。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費 60万3000円の減は、個人番号カード交付事業に係る不要額で、当初、前年度繰り越しを併せ108万9000円の予算に対し、実績見込48万6000円となり60万3000円を減額するもの。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 220万6000円の減、11節 需用費 6万1000円の減は、戦没者追悼式に係る事業確定に伴う消耗品費の減。19節 負担金補助及び交付金 63万1000円の追加は、要介護者が段差解消や手すりの設置等の住宅改修を行う費用に対し、社会福祉振興補助金を交付するもので、この度、1件の申請があったことから補助するものであります。20節 扶助費 158万7000円の減、重度身体障害者日常生活用具給付費 61万5000円の減は、障害を負った事により、日常生活上必要とされるストマ・紙おむつ・介護支援用具等に対し、9割負担するもので、申請件数の減に伴う減額。更正医療給付費 292万6000円の減、更正医療は、障害者の社会活動への参加を援助するために行われる医療で、人工透析や腎臓、肝臓機能障害などに係る医療が対象となるものですが、1名の対象者が生活保護の廃止により公費負担額が減少となったことから減額となるものであります。介護給付費等支給費 499万円の追加、障害者総合支援法に基づき提供される介護給付費において、件数及び回数は減少しておりますが、障害福祉サービス事業所の体制整備等による報酬区分変更及び法改正に伴う加算増により給付費が増となるもの。障害児通所給付費等支給費 240万5000円の減は、障害者通所事業の利用者の利用回数の減少に伴い減額するもの。療養介護医療給付費 63万1000円の減は、対象者1名の減により利用回数が減少となったことから減額するもの。28節 繰出金 118万9000円の減は、国民健康保険特別会計で説明をいたします。14ページに移ります。2目 老人福祉費 271万円の追加。12

節 役務費 10万2000円の減は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、回収箱での回収により郵便料が減となったもの。13節 委託料 60万円の減は、ふれあい夕食の利用者は変わりませんが、利用回数が減少したことにより減額となったもので、当初、日平均29.5食、1万768食を見込んでいたものが、平均27.1食の9908食と860食の減となったもの。19節 負担金補助及び交付金 259万4000円の減。日高中部広域連合負担金 220万6000円の減は、主に介護給付費の減によるもの。高齢者等買い物支援事業補助金 38万8000円の減は、らくらくにいかっぷ運営協議会への運営補助において主に人件費に係る経費の減額。28節 繰出金 600万6000円の追加は、介護サービス特別会計で説明します。5目 老人福祉施設費 24万6000円の減。11節 需用費 45万4000円の追加は、高齢者共同生活施設あいあい荘における燃料費で、使用料の増及び単価高騰による増額。13節 委託料 70万円の減は、あいあい荘の給食委託料で、入居者の長期入院に加え全体の食数の減少に伴う減額であります。2項 児童福祉費 1目 児童措置費 220万円の減は、児童手当支給対象者の減少に伴う減額。2目 児童福祉施設費 80万円の追加は、マーガレット認定こども園・静内幼稚園等の私立の教育・保育施設に通う児童の保護者に対し市町村が支払う施設型給付費で、施設利用児童数の増加及び公定価格の改定に伴う増額です。15ページに移ります。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 133万7000円の減は、不妊治療費において、申請人数は増加しましたが、1人複数回の治療が少なく申請件数が当初予定より減少となったことから減額するものであります。2目 予防費 280万8000円の減。13節 委託料 234万5000円の減、妊婦検診委託料 136万3000円の減は、受診者数の減少による減額。当初40名の予定に対し38名となる見込み。予防接種委託料 98万2000円の減は、接種者数の減少による減額。19節 負担金補助及び交付金 46万3000円の減は、妊婦検診交通費助成金 で受診者数の減少に伴う減額。当初40名の予定に対し38名となる見込み。3目 環境衛生費 85万2000円の減。13節 委託料 2万3000円の減は、町民センター高圧受電設備に係る PCB廃棄物処理委託料 で、入札執行残であります。18節 備品購入費 178万2000円の追加は、火葬場にある小動物火葬台車の老朽化に伴う更新であります。19節 負担金補助及び交付金 261万1000円の減は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金 で当初10基分を見込んでおりましたが、決算見込み5基となるものであります。4目 診療所費 759万1000円の追加は、国民健康保険診療所特別会計で説明いたします。2項 清掃費 1目 清掃総務費 776万5000円の減は、日高中部衛生組合負担金 で事業完了に伴う執行残ですが、主に委託料等の入札執行残となっております。16ページに移ります。5款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業総務費 718万6000円の減。8節 報償費 226万1000円の減は、当初2名分の農業支援員報償費を計上しておりましたが、新規採用に至らなかったため1名分を減額するものであります。9節 旅費 5万9000円の減、11節 需用費 6万2000円の減は、いずれも事業完了に伴う執行残の減額。12節 役務費 14万6000

円の減は、農業支援員募集に係る広告料で有料サイトから無料サイトへ変更したことにより減額するもの。14節 使用料及び賃借料 36万円の減は、農業支援員1名分の車両借上げ料の減額。19節 負担金補助及び交付金 429万8000円の減。農業支援員活動補助金 68万円の減は農業支援員1名分の減。地域担い手育成総合支援協議会補助金 43万2000円の減は、事業完了に伴う執行残の減額。農業次世代人材投資資金 318万6000円の減は、旧青年就農給付金で交付対象者の所得制限等により減額となったものであります。4目 畜産業費 57万4000円の減は、19節 負担金補助及び交付金 で、受精卵移植事業補助金 12万4000円の減は、当初対比採卵2頭、移植22頭の減によるもの。軽種馬市場上場促進事業補助金 45万円の減は、補助対象頭数は増加したものの、補助単価の高い50日以上頭数が減少したことによる減額。17ページに移ります。2項 林業費 1目 林業振興費 28万3000円の減は、19節 負担金補助及び交付金 で狩猟用具購入費補助金 として、当初3名分60万円を見込んでおりましたが、実績で2名、31万6800円となり不要額を減額するもの。2目 林道費 287万9000円の追加。13節 委託料 10万5000円の減、林道路側草刈り業務委託料 7万2000円の減は、平成28年度の災害における一部洗堀により草刈りできない箇所があったことから減額するもの。林道境界復元測量業務委託料 3万3000円の減は、入札執行残。14節 使用料及び賃借料 54万7000円の減は、重機借上料 の執行残ですが、普通林道八木線の排水施設改修を実施予定のため調査したところ、法面崩落が見つかり併せて工事請負費として実施することとしたため執行残となったものであります。15節 工事請負費 353万1000円の追加は普通林道八木線流末排水処理工事で、平成28年度の大雨災害により被災したと思われる法面の崩落がありましたが、道路の影となっていたことから最近まで発見が遅れ、今後雪解けにより崩落が進行することが予想されるため早急な復旧工事が必要となるものですが、これに併せ排水施設改修も実施するものです。なお、今年度中の工事完了が見込めないことから繰越明許としております。3目 治山費 20万5000円の減は、森永の沢小規模治山工事に係る入札執行残。6款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費 102万1000円の減は、商工会職員の人件費の減に伴う補助金の減額。2目 観光費 1111万3000円の追加は、新冠温泉に係る指定管理料の追加。入浴部門に係る収支の差額588万9000円のほか、無料送迎シャトルバスの運行に係る経費522万4000円を指定管理料として増額するものであります。18ページに移ります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 3目 道路新設改良費 71万4000円の減は、入札執行残。3項 住宅費 1目 住宅管理費 33万5000円の減、町営住宅周辺整備工事 17万3000円の減、町営住宅公園遊具更新工事 16万2000円の減は、いずれも入札執行残。8款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費 185万3000円の減は、19節 負担金補助及び交付金 で、日高中部消防組合本部経費負担金 18万7000円の追加は、違算による人件費の追加。支署経費負担金 204万円の減は、事業費確定に伴う執行残。19ページに移ります。9款 教育費 1項 教育総務費 3目 住宅費 240万8000円の

減は、15節 工事請負費 で教員住宅新築工事に係る入札執行残。4目 児童生徒輸送費 26万9000円の追加は、11節 需用費 でスクールバスの燃料単価高騰による増額。2項 小学校費 1目 学校管理費 116万4000円の追加。15節 工事請負費 32万4000円の減は、新冠小学校プレイルームに係る教室整備工事の入札執行残。18節 備品購入費 148万8000円の追加は、平成30年度から新冠小学校において普通学級1クラス、朝日小学校で特別支援学級1クラスが増えることから、関連する備品を購入するもので、給食用備品は配膳台、食缶、コンテナ等の購入。学校管理用備品は児童用机、椅子、プロジェクター、書画カメラ、スクリーン、パーテーション等を購入するものであります。

2目 教育振興費 37万1000円の減は、29節 扶助費 で、特別支援教育就学奨励費8万7000円の減は、対象児童が準要保護での支給となったこと及び給食費が減額となったことによる減。要保護準要保護児童学用品費 27万円の追加は、平成30年度新入学予定者に対する入学用品費の支給にあたり、国庫補助単価の増額による不足分を追加するもの。要保護準要保護児童給食費 55万4000円の減は、対象児童の転出及び収入増加に伴う非該当となったことに伴う対象者の減に加え給食費の減額によるものです。

3項 中学校費 2目 教育振興費 9万5000円の減は、20節 扶助費 で、要保護準要保護生徒学用品費 5万5000円の追加は、国庫補助単価の増額による不足分の追加。要保護準要保護生徒給食費 15万円の減は、対象生徒の転出、保護者の収入増加に伴い非該当となったことによるものであります。20ページに移ります。

4項 認定こども園費 1目 認定こども園費 467万3000円の追加。11節 需用費 110万5000円の追加は、園児及び職員の増加により電気、水道使用料の増加に伴い不足が生じることから増額するもの。

13節 委託料 248万5000円の追加は、園児及び職員の増加により食数の増加に伴い増額するもの。18節 備品購入費 108万3000円の追加は、先に1法人から、こども園に指定寄付のあった100万円を活用し日よけスクリーン、縄跳びポールセット、ワイヤレスアンプ・チューナー・マイクセット等を購入するもの。

5項 社会教育費 4目 青少年育成費 53万2000円の減は、13節 委託料 で、少年国内研修交流事業に係る参加人員の減に伴う減額で、当初20名の予定が13名となっております。

5目 郷土資料館費 補正額はありますが、新冠百話の財源として道の地域づくり総合交付金148万5000円を見込んでおりましたが、事業費の減により交付額が減額となり、80万円となったことから国道支出金が68万5000円減少し、一般財源を増額したものであります。

6項 保健体育費 2目 体育施設費 38万9000円の追加は、11節 需用費 でスポーツセンターのトレーニングルームに設置しているランニングマシン4台中2台に故障が発生していることから修理するものであります。次に、歳入について説明をいたしますので、7ページをお開き下さい。

11款 分担金及び負担金 1項 負担金 2目 教育費負担金 102万9000円の減は、北海道が平成29年度から実施する多子世帯保育料軽減支援事業に伴う認定こども園に係る保育料の減額です。

12款 使用料及び手数料 2項 手数料 2目 民生手数料 30万円の減は、ふれあい夕食事業に係る手数料で、食数の減によるも

の。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 35万2000円の追加。1節 社会福祉費国庫負担金 166万1000円の追加。国民健康保険基盤安定費負担金 31万9000円の減は、国保税の軽減分について一般会計からの繰り入れに対し、保険者支援分として繰入額の2分の1を国が負担するもので、事業費確定に伴う減額。介護給付・訓練等給付費負担金 310万7000円の追加は、障害者総合支援法に基づいて提供される障害者福祉サービスに係る国庫負担金で、利用者負担額を除いた額に2分の1を国が負担するもので、障害福祉サービス事業所の体制整備等による報酬区分変更及び法改正に伴う加算増により増額となるもの。障害児通所給付費等負担金 112万7000円の減は、主に新冠町こども発達支援センターあおぞらの行う障害児通所支援事業に係る国庫負担金で、2分の1を国が負担するもので利用回数の減による減額です。2節 児童福祉費国庫負担金 130万9000円の減、児童手当国庫負担金 147万7000円の減は、支給対象児童の減少による減額。施設型給付費国庫負担金 16万8000円の追加は、私立の教育・保育施設に通う児童の保護者に対し、市町村が支払う施設型給付費に対する国庫補助で、利用児童数の増加及び公定価格の改定に伴う増額であります。8ページに移ります。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 60万3000円の減は、個人番号カード交付事業に係る補助金で、事業費確定に伴い減額するもの。3目 衛生費国庫補助金 61万6000円の減は、合併処理浄化槽設置に対する国庫補助金で、設置基数の減少に伴う減額であります。5目 教育費国庫補助金 3万5000円の減は、児童に係る就学援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金で、事業費の確定に伴う減額。3項 国庫委託金 1目 総務費国庫委託金 2万4000円の追加は、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金で、在留外国人の届出等に係る事務費として届出件数の実績により交付されるもので、件数の増加に伴うもの。9ページに移ります。14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 84万1000円の減。1節 社会福祉費道負担金 49万8000円の減。国民健康保険基盤安定費負担金 57万2000円の減は、国保税の軽減分について、一般会計からの繰り入れに対し保険者支援分として繰入額の4分の1を、また保険税軽減分として4分の3を道が負担するもので、事業費確定に伴う減額。自立支援医療費更正医療負担金 73万円の減は、障害者の社会活動への参加を援助するために行われる医療に対し、対象経費の4分の1を道が負担するもので、1名の対象者が生活保護の廃止により公費負担額が減少となったことから減額となるもの。介護給付・訓練等給付費負担金 152万6000円の追加は、障害者総合支援法に基づいて提供される障害者福祉サービスに係る道負担金で、4分の1を道が負担するもの。障害福祉サービス事業所の体制整備等による報酬区分変更及び法改正に伴う加算増により増額となるもの。障害児通所給付費等負担金 56万4000円の減は、主に新冠町こども発達支援センターあおぞらの行う障害児通所支援事業に対し、4分の1を道が負担するもので利用回数の減に伴う減額。自立支援医療療養介護医療負担金 15万8000円の減は、対象者1名の減により利用回数が減少となったことから減額するもの。2節 児童福祉費道負担金 34万3000円の減、児童手当道負担金 42万7

000円の減は、支給対象児童の減少に伴う減額。施設型給付費道負担金 8万4000円の追加は、私立の教育・保育施設に通う児童の保護者に対し、市町村が支払う施設型給付費に対する道補助で、利用児童数の増加及び公定価格の改定に伴う増額です。2項 道補助金 1目 総務費道補助金 178万3000円の減は、町有林の除伐や間伐、人工造林及び下刈に対する道補助金ですが、入札減に伴う減額。2目 民生費道補助金 212万3000円の追加は、2節 児童福祉費道補助金 で、施設型給付費道補助金 12万円の追加は、私立の教育・保育施設に通う児童の保護者に対し、市町村が支払う施設型給付費に対する道補助金で、利用児童数の増加及び公定価格の改定に伴う増額です。多子世帯保育料軽減支援事業道補助金 200万3000円の追加は、平成29年度から北海道の独自施策として子育て世代の経済的負担軽減及び安心して子育てできる環境づくりを目的に3歳未満児に対する第2子以降の保育料を無償化するもので、国の基準による利用者負担額の2分の1が補助されるもの。対象児童20名分として200万3000円が交付されるものであります。3目 衛生費道補助金 26万7000円の追加は、妊婦健診交通費助成事業及び出産時宿泊費助成事業に対し、道補助金が交付されることから追加するもの。4目 農林水産業費道補助金 329万5000円の減。1節 農業費道補助金 318万6000円の減は、旧青年就農給付金の農業次世代人材投資事業道補助金で、交付対象者の所得制限等により減額となるもの。2節 林業費道補助金 10万9000円の減は、小規模治山事業補助金で入札減に伴う事業費の減により減額するもの。5目 教育費道補助金 68万5000円の減は、新冠百話作成に係る地域づくり総合交付金で、入札による事業費の減により交付額が減額となるもの。10ページに移ります。15款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 36万円の減は、農業支援員住宅貸付収入で、新規採用がなかったことから1名分を減額するもの。16款 寄附金 1項 寄附金 2目 指定寄附金 217万円の追加は、2法人、8個人から217万円の寄付があり、これをふるさとづくり基金に積立てるものであります。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 100万円の追加は、1法人から認定こども園に特定寄付のあった100万円をこども園の備品購入費に充てるため繰入するもの。3目 財政調整基金繰入金 650万5000円の追加は、歳出の財源調整のため繰り入れるもの。11ページに移ります。19款 諸収入 4項 雑入 5目 雑入 38万1000円の追加。高齢者共同生活施設個人負担金 70万円の減は、あいあい荘の給食費で、入居者の長期入院に加え、全体の食数の減少に伴う減額であります。国民健康保険被保険者分担金 55万6000円の追加は、国保被保険者のうち65歳以上でインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンを接種した方の接種費用の分担金で、インフルエンザ174人分47万1140円、肺炎球菌16人分8万5000円を追加するものであります。後期高齢者医療広域連合すこやか推進事業補助金 25万円の追加は、後期高齢者医療の被保険者に係るがん検診及びインフルエンザワクチン予防接種費用に対し広域連合より補助されるもので、事業確定に伴い追加するもの。少年国内研修個人負担金 10万5000円の減は、参加者の減に伴う減額。新冠町子ども発達支援センター構成

町負担金 130万9000円の追加は、あおぞらの利用者の減少に伴い、構成町である日高町の負担金が増額となるもの。障害児通所支援事業給付費収入 177万6000円の減は、あおぞらの利用者の減少に伴い、国保連からの給付費が減額となるもの。国民健康保険税収納率向上対策事業費用負担金 84万7000円の追加は、国保税の収納率向上対策に係る経費に対し、国保調整交付金が国保会計に交付されるものですが、対象経費の一部を一般会計より支出していることから国保会計より振り替えるものであります。5項 受託事業収入 1目 受託事業収入 4万9000円の追加は、広域連合から委託される予防訪問サービス及び通所サービス等に係る受託事業収入で、利用の減少に伴う増額であります。20款 町債 1項 町債 6目 教育債 380万円の減は、新冠小学校教員住宅の新築に係る過疎債で、入札執行に伴う減額であります。以上、議案第10号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 の提案内容を説明いたしました。ご審議を賜り、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言は、歳出は項ごとに、歳入はページごとに一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ簡潔に行うようお願いいたします。なお、質疑は歳出から行いますので、12ページをお開き下さい。12ページ。2款 総務費 1項 総務管理費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、13ページ。2項 徴税費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。3項 戸籍住民基本台帳費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページから14ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、14ページ。2項 児童福祉費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、15ページ。4款 衛生費 1項 保健衛生費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。2項 清掃費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、16ページ。5款 農林水産業費 1項 農業費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、17ページ。2項 林業費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。6款 商工費 1項 商工費 ありませんか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 2目 観光費 ちょっとお聞きしたいのですが、ただいま説明を受けたのですが、もう少し具体的に委託料1000万円以上の増額となっておりますので、委託料の中身もう少し具体的にお聞かせください。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 温泉の指定管理料でございますが、入浴部門の収支を補う経費といたしまして588万9000円となっております。こちらの方につきましては、平成26年から指定管理料の見直しをしてございまして、入浴部門、温泉の部分の収支不足額につきまして、燃料費の高騰もありまして収支が賸えないといったことから、その経費に対して指定管理料ということで実績を考慮いたしまして、この年度末ということで26年から補正で対応しているところでございます。現行の収入から経費、温泉部門の方を

見通しまして不足額ということで支出しているものでございます。主には重油の経費相当分ということでございます。また、もう一方のシャトルバスの経費につきましては、52万4000円を要求計上しているところでございまして、こちらの方につきましては、温泉の入浴送迎用のシャトルバスにつきまして、高齢者をはじめとしたいわゆる交通弱者に対する温泉利用のサービスということで運行している訳でございますが、基本的にシャトルバスというのは町が行うものですよということで、温泉のオープン当初運行経費につきまして、委託料という形で温泉の方に町費で負担してきた訳でございますが、開設当初温泉も経営的に順調だったということもありまして、この部分につきましては平成14年をもって、一旦町の負担を取り止めたところでございます。しかしながら、昨今の温泉を取り巻く経営環境というものは厳しいものがございまして、こういった負担経費につきまして、あくまでも町で行うサービスですよという観点のもと、今年度から町費をもって温泉の方に経費を負担したいということで計上しているものでございます。

○議長（芳住革二君） はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 今まで送迎のバスの運行に関しては、町自体が出していなかったののでその分改めて元に戻して出すということで、今後もそのままいくということですよ。わかりました。

○議長（芳住革二君） 答弁いいですか。はい、ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、18ページ。7款 土木費 1項 道路橋梁費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項 住宅費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。8款 消防費 1項 消防費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、19ページ。9款 教育費 1項 教育総務費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 小学校費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。3項 中学校費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、20ページ。4項 認定こども園費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。5項 社会教育費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。青少年育成費の少年国内交流事業53万2000円について、お聞きをいたします。2月28日開催された報告会に参加をさせていただきました。児童だとか生徒、それからボランティアの発表を聞いて素晴らしい事業だなというふうに感銘をしたところでございますけども、昨年9月教育長から定例会で行政報告をされた部分もありますけども、20名の定員中結局13名であったという部分でありまして、その13名であった要因というかその分析はされておりますか。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊昌行君） 今回の少年国内研修交流事業でございますが、13名となった要因でございますけども、大きくは中学生の参加が非常に少なかったということが1つの要因でございます。しかしながら、これを分析していきますと実は例年学年単位で見ますと、約半数の方が2箇年にわたって国内研修に参加している状況にございました。今

回の中学校1年生につきましては、小学校6年生の時に17名の参加がありましたので今回2名合わせまして19名という状況におきまして、そういう学年間の隔たりがあったのではないかとということが1点考えられます。その他にアンケート調査、どうして参加しなかったのだろうかということでアンケート調査をこななかった保護者、それから児童、生徒宛てに実施してございます。その結果の中で、小学生の中で一番多かった回答が来年度中学生になったら行くという予定の方が、全体の30%程おりました。その他に理由や要望がないといったような回答もございます。ただなんとなくといった回答でございます。中学生につきましては、習い事や家庭の用事と重なるというのが一番多かった回答でございます。それから、残念なことに研修に興味がないというような回答もございました。このことを踏まえまして、次年度につきましては、やはりこの魅力を伝えることのPRが不足しているのではないかとことを考えまして、この研修の意味をわかってもらえるような周知ですとかそういうことを工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。6項 保健体育費 ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。修繕費の部分なんですけども、ランニングマシン2台を修理したということですけども、そのランニングマシンは1台いくらで購入して、何年使用したものなのかわかればお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊昌行君） 今回修理するものですけども、1台目が平成19年に購入したランニングマシンでございまして、金額につきましては115万5000円でございます。もう1台のマシンが平成23年に購入しているもので、1台あたり117万750円というような機械でございまして。今回修理するのはランニングマシンのベルト部分、それが昇り口のところのカバーと接触することがございまして、そういう部分についてはやはり使用の経年劣化というようなことでございまして。それを今後修理したいというふうに考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今の説明でしたら、ベルトの部分ですからそれは消耗品の扱いとしての修繕という考えでよろしいでしょうか。消耗品を修繕したという形でよろしいでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊昌行君） 消耗品ではなくて機械そのもの、ベルトとそれに係るカバーの部分を交換する形になりますので、交換ということで修繕という要求をさせていただいております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入に入ります。戻って、7ページをお開き下さい。質疑はページごと一括して行います。

7ページ。11款 分担金及び負担金、12款 使用料及び手数料、13款 国庫支出金 1

項 国庫負担金 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、8ページ。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 及び 3項 国庫委託金 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、9ページ。14款 道支出金 1項 道負担金 及び 2項 道補助金 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、10ページ。15款 財産収入、16款 寄附金、17款 繰入金 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、11ページ。19款 諸収入 4項 雑入 及び5項 受託事業収入、20款 町債 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって、質疑ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行ないます。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第10号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第11号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第23 議案第11号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第11号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き下さい。今回の補正は3回目でございます。平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2379万5000円とするものでございます。今回の補正は、歳出におきまして国保税の収納率向上対策として、一般会計へ負担する補正及び医療給付費の追加、並びに国保連合会等への各負担金の確定による補正。歳入におきましても国や道の調整交付金や国保連合会の共同事業費の確定等による補正となっております。最初に歳出から説明いたしますので、9ページをお開き下さい。歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 84万7000円の追加でございます。一般会計で負担しております町税収納費用のうち国保税に係る費用を負担するものでございます。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費 637万2000円の追加でございますが、一般被保険者の療養給付費におきまして当初予算では1人あたり医療費22万2000円を計上しておりましたが、決算見込みでは24万2000円を見込みますことから、不足額を補正するものでございます。3目 一般被保険者療養費 におきまして、補正額はございませんが、補正額の財源内訳中、特定財源と一般財源の調整を行っております。2款 保険給付費 2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費 271万6000円の追加で

ございますが、一般被保険者の高額療養費におきまして当初予算では1件あたり5万6000円を計上しておりましたが、決算では7万5000円を見込みますことから、不足額を補正するものでございます。3目 一般被保険者高額介護合算療養費 におきまして、補正額はございませんが、補正額の財源内訳中、特定財源と一般財源の調整を行っております。10ページをお開き願います。3款 1項 1目 後期高齢者支援金 29万3000円の減額でございますが、後期高齢者支援金の確定による補正です。4款 1項 1目 前期高齢者納付金 4000円の追加でございますが、前期高齢者納付金の確定による補正でございます。6款 1項 1目 介護納付金 564万2000円の減額でございますが、介護納付金の確定による補正です。11ページに移ります。7款 1項 共同事業拠出金 1目 高額医療費拠出金 971万3000円及び 2目 保険財政共同安定化事業拠出金 1004万4000円の減額につきましては、本年度の拠出金の確定による補正でございます。8款 2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費 55万6000円の追加でございますが、一般会計で負担しております、インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチンに係る国保被保険者分を負担するものでございます。10款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 3目 償還金 737万1000円の追加でございますが、国庫負担金補助金等精算返還金725万9000円につきましては、平成28年度の療養給付費等交付金の精算に係る償還金714万6000円と特定健診精算分11万3000円の合計額です。道負担金補助金精算返納金は平成28年度特定健診の精算に係る補正です。次に、歳入の説明をいたしますので、6ページをお開きください。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金 530万1000円の減額でございますが、平成29年度の国療養給付費等交付金の交付申請額が確定したことによる減額でございます。2目 高額医療費共同事業費負担金 261万8000円の減額でございますが、高額医療費の確定による減額です。3款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金 3895万5000円の減額でございますが、平成29年度の国調整交付金の交付申請額が確定したことによる減額です。4款 療養給付費等交付金 1項 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金 203万3000円の追加でございますが、平成28年度分の精算分として追加交付されるものです。5款 1項 1目 前期高齢者交付金 2403万4000円の追加でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるものです。7ページをお開き下さい。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 高額医療費共同事業負担金 261万8000円の減額ですが、国負担金減額分と同額となっております。6款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金 878万8000円の減額でございますが、道調整交付金の交付申請額の確定による減額です。7款 1項 共同事業交付金 1目 高額医療費共同事業交付金 753万7000円の追加及び 2目 保険財政共同安定化事業交付金 2726万6000円の減額でございますが、国保連合会からの確定通知によるものです。8款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 118万9000円の減額でございますが、国保税の軽減分の4分の1を一般会計が負担するルールとなっており、平成29年度軽減分の確定による一般会

計繰入分の減額でございます。8ページに移ります。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 4530万5000円の追加でございますが、前年度から繰越している保留財源を予算化するものでございます。以上が、議案第11号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第11号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

（14時01分）

（14時14分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第24 議案第12号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第24 議案第12号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第12号 平成29年度 新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き下さい。今回は3回目の補正でございます。平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものであります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7007万3000円とするものでございます。今回の補正でございますが、後期高齢者医療保険料の補正及び電算システムの設定誤りによる還付金の補正となっております。それでは、補正内容を歳出からご説明いたしますので、6ページをご覧ください。2款 1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金 84万2000円の追加でございますが、保険料負担金で、広域連合からの通知によるものでございます。3款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 41万8000円の増は、後期高齢者広域連合の電算システムの設定誤りにより、軽減判定が正しくされず過大徴収となっていた保険料を還付するもので、対象は13件でございます。続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き下さい。1款 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料 73万40

00円の減額は、広域連合からの通知によるものです。2目 普通徴収保険料 157万6000円の減額でございますが、現年度分普通徴収保険料157万7000円の増は、広域連合からの通知によるもの。滞納繰越分普通徴収保険料1000円の減額は、滞納繰越がなかったことによるものです。5款 諸収入 2項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金 41万8000円の追加については、保険料還付金については広域連合が負担するルールとなっており、歳出と同額を計上するものでございます。以上が、議案第12号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。保険料の還付金のことについてお伺いいたします。こういった機械の入力ミスなり、ソフトの入れ間違いによる還付金というのはたまたま発生いたしましたけれども、広域連合で誤りがあったということでございますから内容を把握されているかどうかちょっとよくわかりませんが、内容を把握しているようでしたらソフトそのものが間違っていたのか、それとも入力ミスによるこの還付金の発生なのかについておわかりでしたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） お答えいたします。後期高齢者広域連合の電算システムの設定の誤りでございまして、これは全国的に広域連合ありますが、全てのシステムが同一のシステムを使っております。このシステムの設定誤りによる今回軽減判定誤りということでございます。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 責任追及という訳ではないですけど、ある程度やはりこういったことが頻繁に起こるということは避けなければいけない訳で、根本的な責任は追及しませんけれど責任というのはどこにあると考えられますか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 根本的な誤りといいますと、これは国、国保中央会というところで電算システムを開発している訳ですが、その開発の段階で設定に誤りがあったということで、これは平成28年12月28日に国からの通知でわかったことございまして、システム誤りについてはそういう理由でございます。現在システムは改修されておりました、今後このようなことはないというふう聞いております。

○議長（芳住革二君） ほかにありません。（なしの声あり） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第12号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のと

おり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第13号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第25 議案第13号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第13号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について、説明申し上げます。1ページをお開きください。平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 この度の補正は4回目となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ215万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1771万3000円としようとするものです。この度の補正は、昨年秋以降に複数の入所者の死亡や長期入院からの退所にあたり、新たな入所者決定までに時間を要したこと、空床日数が増えたこと、また入院期間が長期化したことによる空床日数の増加に伴う稼働率の低下による収入の減額と、このことによる一般会計からの繰入金が増額並びにショートステイの配置職員の変更に伴う賃金の減額となっております。事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きください。3 歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 1目 施設介護サービス事業費 215万4000円の減額は、7節 賃金 で、施設介護サービス事業費で予算措置しておりました臨時介護員をショートステイへ配置変更したことにより減額するもの。2目 短期入所生活介護事業費 は、補正はございませんが短期入所生活介護費収入及び自己負担金の収入増により、一般財源から特定財源に調整するものでございます。次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。2 歳入 1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 1目 施設介護サービス費収入 632万7000円の減額は、老人ホーム入所者サービス費収入で、10月以降複数の退所者が続いたことにより、新たな入所者の調査、面談等に時間を要し、円滑な入所ができなかったことと、入院が長期化したこと、これらの要因で空床日数が増えたことから稼働率の低下に繋がったことによるものでございます。2目 居宅介護サービス費収入 144万1000円の増額は、1節 短期入所生活介護費収入 で、要介護の方を対象とするショートステイ利用者サービス費収入は、利用者の減少により171万4000円の減額、要支援の方を対象とする介護予防ショートステイ利用者サービス費収入は、利用者の増で30万1000円の増額、障害者短期入所利用サービス費収入は、障害福祉サービスに基づいた障害を持った方が新たにショートステイを利用されたことにより、285万4000円の増額となっております。2項 自己負担金収入 1目 自己負担金収入 25万3000円の減額は、1節 自己負担金収入 で、ショートステイ利用者のうち、要介護の認定者の利用減少により

39万6000円の減、特養の空床日数の増加に伴う稼働率の低下により57万9000円の減、要支援の認定者の利用増により21万5000円の増、障害者短期入所利用者が新たに利用したことにより50万7000円の増額となっております。6ページをお開き下さい。3項 特定介護サービス費収入 1目 施設特定介護サービス費収入 189万9000円の減額は、1節 施設特定入所者介護サービス費収入 で、恵寿荘入所者への食費、居住費に係る補足給付費で、稼働率の低下により減額するものでございます。2目 居宅特定介護サービス費収入 112万2000円の減額は、1節 短期特定入所者介護サービス費収入 で、要介護の認定者に係る補足給付費の減で、利用者の減により102万3000円の減。介護予防利用者については、要支援の認定者の利用について補足給付費を必要としない利用者が増えたことにより9万9000円の減額となるものでございます。2款 繰入金 1項 1目 1節 共に 一般会計繰入金 で、600万6000円の追加は、恵寿荘の稼働率の低下によりサービス費収入等の減収に対する一般会計からの繰入となっております。以上が、議案第13号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。収入の老人ホーム入所者サービス費収入について質問いたします。空きベッドが出ないように努力しているのは伺えますけども、今回空きベッドの期間が長く、補充することができなかったという説明で収入減とのことですけども、空きベッドの状態が何台で何日続いたのか詳しい説明を求めます。また、入所待機者が数多くいる中で選定委員会での時間がかかり過ぎたという説明ですが、空きベッドが出た時点で速やかに入所できる状態ではなかったかどうか疑問視されますけども、前段に前もって入所者選定をしておくべきではなかったのかと思いたしますがどうでしょうか。民間では、その辺はスピーディーに運営しているように思われます。入所者決定までの流れを説明お願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 空きベッドの数でございますが、今年度、今現在ですが退所された方が13名、新しく入所された方が10名となっており、現在67名が入所されておりますことから3床、ベッド3床分が空床となっております。入退所に伴います空きベッドの日数ですが、947日となっております1つのベッドごとの日数としてはカウントしていない状況となっております。それに付随しまして、入院された方の日数が954日ということで、それと外泊された方がいらっしゃいますのでその分も空きベッドとしてカウントされてしまうことから、合計で1926、2月末現在空きベッドというカウントになってございます。それともう1点、入所者の状況なんですけれども、現在入所待機者は名簿上108名記載されております。その内、要介護1ないし2の方が26名おり

まして、要介護3から5の方が82名という状況になっております。その内、病院等に入院されておりまして医療的な措置を受けている方が大半いらっしゃると思います。その中でだいたい1割程度の、82名の内の1割程度が入所できる状態の方がいらっしゃるんですが、入所者選定委員会の中で順位付けとかその方々を登載はしているんですけども、いざ入所となりますとご家族の方がですねもう少し入所させないで家で介護したいですとか、こちらとスケジュールが合致しない方がいらっしゃるんです。そして、名簿に登載されているんですけども、いざ入所となった段階で重篤な状態になって入院されている方ですとか、そういう方もいらっしゃるから中々スムーズにことが運ばない状況、それと今年1月からはインフルエンザの感染の関係で、病院等にもちょっと我々も入院病棟の方にも立ち入ることができない中で、うちのケアマネと看護師と状態を見に伺わせていただくんですけども、そういうことも今できない状態であることが続いているものですから、中々入所に結び付かない状況になっております。以上です。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今の所長の説明で入所をしたがっている待機者に対して、いろいろ条件を見ながら対応しているように感じて苦労している様子が伺えますが、単純に今回の決算を見ますと休床している部分で、空きベッドの部分でサービス収入が約600万減額したということ。それに対して一般会計からの繰入金がほぼ同額のような632万円相当補充してますから、空きベッドの数が減って上手く収入があればこの一般会計からの繰入金も少なかったように感じられます。そのことは誰が見ても思うと思いますが、できるだけスピーディーに対応して空きベッドが出ないように今後努力していただきたいと思えます。その努力の一旦を今回説明を受けて、その部分には敬意を表します。頑張ってください。

○議長（芳住革二君） 答弁はよろしいですか。（はいの声あり）ほかにありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これで質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第13号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第14号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第26 議案第14号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第14号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください

い。平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 今回は第4回目の補正となります。第1条 歳入歳出予算の補正 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7631万4000円にしようとするものであります。この度の補正の大きな点は、歳入の診療等収入において、本年度における1日あたりの患者数は、1月末現在約60人でありましたが、予算措置上の努力目標でありました1日平均患者数を63名と見ておりまして、これを下回る見込みであり、1日平均診療単価も当初予算の努力目標単価を下回る状況となりましたことから、外来収益予算の減額をするものであります。それでは、事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開き下さい。2款 1項 1目 とともに 医業費 117万8000円の減額。1節 報酬 20万円の減は、毎週金曜日の午前中に整形外科医師による診療をお願いしておりますが、併せて年に数日午後も延長して町職員等の腰椎検査を依頼しております。医師と相談し、検査の効率化を図り、予定日数の減が可能になったことから報酬の減をするものであります。7節 賃金 19万1000円の増は、外来看護師1名が昨年12月より産前・産後の休暇を取得していることに伴い、午前中勤務だけのパート看護師の出勤日数を増加させた分であります。11節 需用費 40万円の減は、注射器などの診療材料費の減額であります。13節 委託料 50万円の減は、在宅酸素濃縮器・在宅人工呼吸器保守業務委託料の減額となりますが、対象の患者さん1名が入院されたことによる減少であります。14節 使用料及び賃借料 6万9000円の減は、自動体外式除細動器借上料の減額であります。同等品以上の機器による代用が可能と判断し、借上げを中止したものであります。19節 負担金補助及び交付金 20万円の減は、医師出向負担金の減額であります。苫小牧東病院より毎週水曜日の終日応援医師を派遣していただいておりますが、交通費の負担において減額が可能になったものであります。次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開き下さい。1款 診療収入 1項 診療収入 1目 診療等収入 913万8000円の減額。主な理由といたしまして、予算上における1日平均患者数の努力目標人数を63名としておりましたが、実際には約60名程度となる見込みであることから、当初予算を下回る状況となりますので減額をするものであります。2目 健診等収入 31万6000円の追加は、特定健康診査受診者の受入拡大を図ったことなどによる増加によるものであります。4款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 5万3000円の追加は、医師住宅の貸付が当初予算より数カ月間ではありますが増えたものであります。5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 759万1000円の追加は、今回の補正により歳入歳出の不足が生じる分を一般会計からの繰入金を追加し対応するものであります。以上が 議案第14号の提案理由であります。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますようよろしくお願いいたします。○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あ

り) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第14号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。どうぞご苦労さまでございました。

（散会 14：40）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員